

: AKI SHIBATA トータルビューティースクール :

入学規約

●目的

「私達は美容を通じてお客様の幸せを応援いたします。」「私達は美容業界の発展の為に努力を惜しみません。」をスローガンにトータルビューティースクールを全てのお客様にご満足頂ける「技術」と「知識」と「サービス」を提供できるエステティシャン育成を目的とします。

低価格で短期間に育成する事で多くの実践型エステティシャンを誕生させ常に「時代のニーズ」にあった指導で学んだ事を直ぐに現場で活かせる事ができかつ「多くの美容現場」で役立つ提案型スクールです。

●予約

生徒は営業日以内に、一回の御来校ごとに先2回、1回の電話で先1回の予約が可能である。予約日数の上限は6回までとします。キャンセルは前日まではキャンセル料金（消化）は発生致しません。ただし、以下の場合には例外と致します。

トータルビューティースクールコース並びにエステティックマスターコースであらかじめ講師と計画が立てられている場合キャンセル変更は6日前までとなります。

出張レッスンであらかじめ講師と計画が立てられている場合キャンセルは6日前までとなります。

交通費が発生している場合、宿泊費用が発生している場合は交通機関及び宿泊機関のキャンセル費用が発生する場合があります。この場合の負担は生徒負担となりますのであらかじめご了承下さい。

●臨時休業について

施設・設備の突発的な故障及び、暴風警報等発令の場合、臨時定休とさせていただきます場合がございます。なお、この場合、振替レッスンは取り直しとなります。

●入学金・受講料

(1) 生徒は、別に定める入学金及び受講料を納入してください。

(2) 入学金は最終レッスンから2年間の受講が無かった場合に失効となります。

(3) 入学お申し込みから7日以内に「入学金」と「内金2万円又は全額」を口座振込み又は来校頂きお支払下さい。

(4) 残金は初回レッスンまでにお支払い下さい。レッスン当日でも構いませんがカードをご利用の場合でお取り扱いできない場合はレッスンをお受けできない場合がございますのでご注意ください。

(5) 一旦納入された入学金は原則として返金しませんが、当店の認めた特別の理由がある場合はこの限りではありません。受講料は「クーリングオフ」「中途解約」が適用されます。

(6) カード決済をご希望の方は別紙をご参照下さい。

●契約の解除について

①契約のクーリングオフに関する事項

(1) 生徒は、当校と受講契約を交わした場合、特定商法取引法に基づく記載事項が記載されている契約書を受領した日から起算して8日以内であれば、書面により入学金を含め契約を解除することが出来ます。

(2) 上記の契約が当事業所により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除が出来る旨を記載した契約書面の交付及び説明を受けた日から8日間を経過するまでは、同契約が解除出来ます。

(3) 関連商品（テキスト 化粧品 道具 用具 器具 ヘア商品 機械類）についても、クーリングオフが出来ます。但し、関連商品を生徒が使用し（動画テキストは共有）又はその全部もしくは一部を消費した場合（当

事業所が生徒に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費された場合を除く)はその限りではないこととします。

- (4) 生徒が、クーリングオフを行う旨の書面を当事業所に発信した時に、契約の解除(クーリングオフ)が発生します。
- (5) 生徒が、クーリングオフにより契約を解除した場合、生徒は、当事業所に対し当該解除に伴う損害賠償もしくは違約金及び利用したサービスの対価並びにその他の金銭のお支払は不要とし、当事業所は生徒から契約に関連した金銭を既に受領している時は速やかに生徒に返還することとします。また、関連商品の引き渡しに既に生徒にされている時は、お客様より変返還頂き、その関連商品の引き取りに要する費用は当事業所が負担することとします。

②契約の中途解約に関する事項

- (1) 生徒は、クーリングオフ機関を経過した場合にも、契約の解除(中途解約)が出来ます。
- (2) 関連商品についても中途解約が出来ます。
- (3) 中途解約により関連商品が返還された場合、その使用料は以下の通りとします。

A：化粧品 ヘア商品で商品の消費期限内の物は100%で引き取るものとします。

*ただし、パッケージの封印を含め、内容物が一度でも外気に触れた状態と確認された商品は、存在価値がほとんどないと査定します。

B：機械類 道具 用具 器具(はさみ クランプ 台皿 美容機器等)

●未使用の商品は100%で引き取るものとします。

●開封されていても汚れや破損のない未使用の商品は100%で引き取るものとします。

*但し、パッケージが汚れていたり、破損している場合はパッケージの実費を差し引いた金額で引き取るものとします。

●保証期間の超えた商品は、残存価値がほとんどないものと査定します。

●保証期間以内の使用済商品は、再販する事が困難な為、購入金額から必要経費(仕入れの際にかかった費用並びに破棄等の際にかかる費用)を差し引いた金額で引き取るものとします。

○生徒が中途解約により契約を解除した場合、当事業所は生徒から既に受領してる前受金のうち、下記算式によって計算された清算金を生徒に返還するものとします。

清算式＝支払総額－(提供された講習の対価に対する額＋関連商品の使用料に相当する額＋違約金)

*支払総額は、諸経費を含む生徒がお支払した講習料の総額になります。

*提供された講習料の対価に相当する額は「1回あたりの料金×利用回数」とします。

*違約金は、契約残金の10%(2万円を超えない額)とします。

○生徒が中途解約により契約を解除した際に、契約における関連商品を返還され倍場合は、当事業所はその販売価格に相当する額を請求できるものとします。

■抗弁権の接続及び保全措置

*前受金の保全措置はありませんのであらかじめご了承ください。

上記規約を確認し、同意致します 氏名

印

●休会・退会

(1) 休学

休学は休学届けを休学希望の1ヶ月前の5日までに提出下さい。最長12ヶ月まで休学が出来ます。届け出がなく1ヶ月以上来校がない時又は、生徒としての資格を失うこととなりますのでご注意ください。

(2) 退学

都合により退学される方は、所定の用紙に必要事項をご記入の上、退学希望月の前月5日までに受付まで届け出下さい。眼病及び、伝染性疾患及び、内臓に支障が発生した場合は、講師又はスタッフの判断にて休学及び退学を勧告することがあります。

●コース変更

コース変更をご希望の方は、前月5日までに所定の用紙に必要事項をご記入の上提出下さい。その際に発生した差額を頂戴致します。

●厳守事項

生徒は、次のことを厳守願います。

- (1) 店内では、講師又はスタッフの指示に従い、ルールを守って下さい。
- (2) 秩序を守り、当校の目的に添うよう努力をお願い致します。

●除名

生徒が当校の規約に違反したとき又は、当校の名誉を傷つけたり秩序を乱した場合、除名することがあります。

●管理責任

- (1) 生徒が受講中に発生した盗難に関し、当店は一切の損害賠償の責を負いません。
- (2) 生徒が定められたコース時間中に身体上の損害を受けたとき、当校の指示に従っていたと認められる場合に限り、当校の加入する傷害保険金内において損害賠償の責を負います。

※なお、突発的な病気（心臓病・脳障害）などや生徒以外の方の障害につきましては、一切損害賠償の責を負いません。

- (3) 駐車場における事故・盗難については、一切の損害賠償の責を負いません。

上記規約を確認し、同意致します 氏名

印

●キャンセルについて

都合によりキャンセルされる場合、誠に恐れ入りますが前日までに、受付までご連絡をお願いいたします。当日キャンセルの場合はその理由にかかわらずキャンセル料金が発生いたしますのでご了承下さい。なお、例外は「予約」に準じます。

●連絡先変更の場合

住所及び電話番号が変更された場合、必ず受付までご連絡をお願いいたします。変更のご連絡がなされていないと、当校からの連絡、案内が届きません。

●忘れ物について

忘れ物については、1ヶ月間お預かりいたしますので、受付までお問い合わせください。なお、誠に勝手ながら1ヶ月を過ぎたものは、当校にて処分させていただきます。

・免責

①認定試験については、加入団体の解散、各協会が行っている試験制度の改正、廃止及び国家試験になる等入学時とは異なった制度となった場合には、その新制度によるものとなりますので、当社はその資格等の廃止、追加研修等について一切責めを負わないこととします。

②提携教育機関及び斡旋教育機関の廃校、提携解除、受け入れ停止等が生じた場合には、当社はその責めを負わず、当該教育機関と以後の協議をして頂くこととなりますのでご了承下さい。

③法律の改正により資格が廃止になったり、従前の範囲と異なった業務しか行えなくなる場合がありますが、ご了承下さい。

④まつげエクステは、美容師免許を取得しているものでなければ業として行うことが出来ませんが、その技術の習得は美容師免許の取得の有無にかかわらずする事が出来ます。当スクールでは美容師免許の有無にかかわらず講習を受けることが可能ですが、業として行うことが出来ないということをご承知下さい。

上記規約を確認し、同意致します 氏名

⑤整体矯正術に関しては、生徒同士お互いが施術し合う必要があるために以下の点を遵守し、安全な指導を行える環境を生徒自らつくりだすこと。

- a 怪我や病気の際には必ず指導者に申し出ること。
- b 薬物の服用、酒気帯等、施術により体調不良となる恐れがある場合には必ず指導者に申し出ること
- c 指導者の指示に必ず従い、独断で指示を超えた施術等を行わないこと。
- d 指導中に体調に不調を感じた場合には直ちに指導者に申し出ること。
- e 施術を行う場合には、施術を行っている者と受けている者が相互に注意を払い、事故が無い様に行う事。
- f 施術は、他人の体が触れあっているという自覚を持ち、細心の注意を払い、相手の反応を読み取りながら、しっかりとコミュニケーションを行い実施すること。
- g 不明な点、不安な点が生じた際には、直ちに指導者の指示を仰ぐこと。

⑥当スクール、提携教育機関、斡旋教育機関、加入団体及び協会等が廃止、統合等により、アフターフォローが受けることが出来ない場合には弊社はその責めを負うことはありません。

⑦その他法改正等により資格、技術等に関して改正があった場合にも同様と致します。

上記規約を確認し、同意致します 氏名

印

:AKI SIBATA トータルビューティースクール:
入学承諾書

有限会社ビーエムシー東京
ビューティー事業部
AKI SHIBATA トータルビューティースクール
校長 柴田 暁殿

私、
は AKI SHIBATA トータルビューティースクール規約を読み全てを承諾し入学致します。

平成 年 月 日

氏名
住所

印 生年月日 年 月 日 歳